

スキージャンプ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第12号

スキージャンプ場条例の一部を改正する条例

スキージャンプ場条例（昭和60年岩手県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区 分	個人使用の場合	貸切使用の場合	区 分	個人使用の場合	貸切使用の場合
児童及び生徒	1人1日までごとに790円	1時間までごとに1,580円	児童及び生徒	1人1日までごとに810円	1時間までごとに1,630円
学生及び一般	1人1日までごとに1,250円	1時間までごとに2,520円	学生及び一般	1人1日までごとに1,290円	1時間までごとに2,590円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。